

坂祝町通学路交通安全プログラム（通学路点検）

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成30年8月

坂祝町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関と協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「坂祝町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

- ・坂祝町教育委員会
- ・坂祝町産業建設課
- ・坂祝町総務課
- ・坂祝小学校 [校長(教頭・生徒指導)]
- ・加茂警察署
- ・坂祝小学校PTA会長
- ・可茂土木事務所道路維持課
- ・坂祝中学校 [校長(教頭・生徒指導)]
- ・地域安全指導員班長

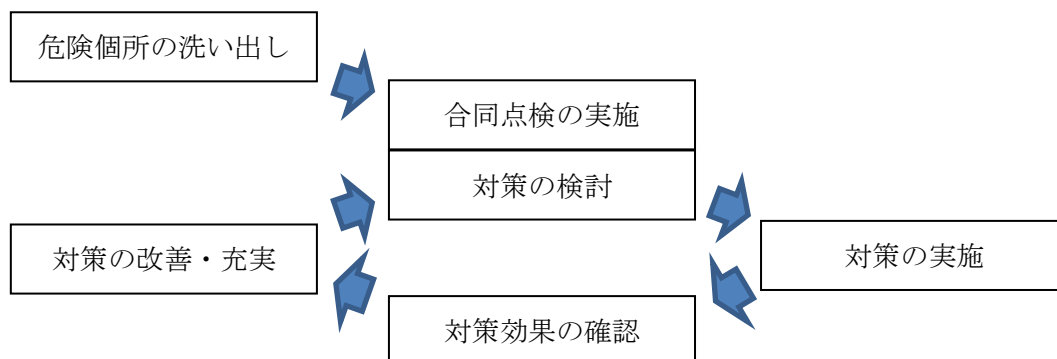
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 合同点検

○実施時期等

- ・ 1年に1回、原則として夏季に実施します。
- ・ 効率的、効果的に点検を行うため、通学路安全推進会議において危険箇所を洗い出し、点検を行います。

○点検体制

- ・ 学校、保護者、道路管理者、警察、教育委員会等が参加して点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・ 点検の結果から明らかになった対策箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード面、交通規制、交通安全指導のようなソフト面など、必要に応じて具体的な対策を検討します。

(4) 対策の実施

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の確認

- ・ 点検に基づく対策実施後の箇所等について、実際に効果があがっているか、児童生徒等が安全になったか等を通学路安全推進会議のメンバー間等で意見交流をする。

(6) 対策の改善・充実

- ・ 対策実施後も、対策の改善、充実を図ります。

4 対策一覧表、対策箇所図の公表

- ・ 点検結果や対策内容については、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、坂祝町のホームページで公表します。

【別添資料】

別紙 1 点検・対策箇所一覧

別紙 2～4 点検・対策箇所図